

薩摩川内市工業等開発促進条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 2 4 号

薩摩川内市工業等開発促進条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市工業等開発促進条例の一部改正)

第 1 条 薩摩川内市工業等開発促進条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 2 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「又は鉱業の用に供する設備を有する鉱物採掘施設」を削り、同条第 2 号から第 5 号までを次のように改める。

- (2) 工場等 工場又は原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 4 8 号。以下「原特法」という。）第 1 0 条若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号。以下「地域基盤強化法」という。）第 2 6 条に規定する事業の用に供する設備を有する施設をいう。
 - (3) 農林水産物等販売業に係る事業所 過疎地域にあっては過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号。以下「過疎法」という。）第 2 3 条に規定する農林水産物等販売業の用に供する設備を有する施設をいい、離島振興地域にあっては離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号。以下「離島振興法省令」という。）第 1 条第 3 号に規定する事業の用に供する設備を有する施設をいう。
 - (4) 情報サービス業等に係る事業所 過疎地域にあっては過疎法第 2 3 条に規定する情報サービス業等その他これらに類する事業の用に供する設備を有する施設をいい、離島振興地域にあっては離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 0 条に規定する情報サービス業又は離島振興法省令第 1 条第 1 号又は第 2 号に規定する事業の用に供する設備を有する施設をいう。
 - (5) 旅館 過疎地域にあっては過疎法第 2 3 条に規定する旅館業の用に供する設備を有する施設をいい、離島振興地域にあっては離島振興法第 2 0 条に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を有する施設をいう。
- 第 2 条第 6 号中「同一敷地内又は当該対象施設の敷地に隣接する敷地内に」を「新たに」に改め、同条第 7 号を次のように改める。
- (7) 取得等 過疎地域にあっては過疎法第 2 3 条に規定する取得等をいい、離島振興地域にあっては離島振興法第 2 0 条に規定する措置の対象となる

土地の取得又は機械及び装置の設置をいう。

第2条第10号中「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原特法」という。）」を「原特法」に改め、同条第11号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域基盤強化法」という。）」を「地域基盤強化法」に改め、同条第12号中「（昭和28年法律第72号）」を削る。

第5条第1項中「できる者は」の次に「、市内に対象施設を有し」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 新設又は増設の場合は、対象施設の操業開始に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが3人以上であること。

第6条中「年度から」の次に「新設の場合にあっては5年度間、増設又は取得等の場合にあっては」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税の適用を受けることができる事業者に係る固定資産税の課税免除の額は、当該課税後の税額に相当する額とする。

3 第1項の規定により新設の場合において課税免除を行うときの過疎法、原特法、地域基盤強化法又は離島振興法に基づく課税免除の期間は固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間とし、第4年度及び第5年度において課税免除を行う場合の免除額は、各年度1億円を上限とする。

第7条の表初年度の項中「100分の0.14」を「100分の0.00」に改め、同表第3年度の項中「100分の0.7」を「100分の0.70」に改める。

（薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部改正）

第2条 薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例（平成28年薩摩川内市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「工業生産施設、」の次に「鉱物採掘施設、」を加え、同条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業」を「通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業その他これらに類する業種」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 鉱物採掘施設 鉱業の用に供する設備を有する施設をいう。

第2条に次の3号を加える。

(13) 新設 市内に工業生産施設等を有しない者が新たに工業生産施設等を設置し、又は市内に工業生産施設等を有する者が新たな業種の事業を行う目的で新たに工業生産施設等を設置することをいう。

(14) 増設 市内に工業生産施設等を有する者が既設の工業生産施設等の規模を拡大する目的で、当該工業生産施設等の存する敷地又は当該工業生産施

設等の存する敷地と異なる市内の敷地に、工業生産施設等を設置することをいう。

- (15) 移転 市内に工業生産施設等を有する者が既設の工業生産施設等の規模を維持・拡大する目的で、当該工業生産施設等を廃止し、新たに工業生産施設等を設置することをいう。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項第3号の規定による固定資産税の課税免除は、薩摩川内市工業等開発促進条例（平成16年薩摩川内市条例第233号）第5条の規定による特別措置の対象とならないもののうち、新設、増設又は移転に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが3人以上であり、かつ、規則で定める要件を満たすものについてのみ適用する。

- 3 前2項の規定により課税免除を行う場合の免除額は、各年度1億円を上限とする。

第5条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第6条第3号中「10年間」を「5年間」に改める。

第7条中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

第12条第1項第2号中「15年」を「10年」に改める。

（薩摩川内市企業立地支援条例の一部改正）

- 第3条 薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業」を「通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業その他これらに類する業種」に改め、同条第12号中「当該工業生産施設等の存する敷地から当該工業生産施設等の存する敷地と異なる市内の敷地に、」を「新たに」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定による固定資産税の課税免除は、薩摩川内市工業等開発促進条例（平成16年薩摩川内市条例第233号）第5条の規定による特別措置の対象とならないもので、かつ、薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例（平成28年薩摩川内市条例第39号）第4条第1項第3号の規定による奨励措置の対象とならないもののうち、規則で定める要件を満たすものについてのみ適用する。

- 4 前2項の規定により課税免除を行う場合の免除額は、各年度1億円を上限とする。

第9条第1項中「助成対象事業者のうち」の次に「、新設、増設又は移転に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが3人以上であり」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の薩摩川内市工業等開発促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した事業者について適用し、同日前に指定した事業者については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した奨励措置対象事業者について適用し、同日前に指定した奨励措置対象事業者については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の薩摩川内市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した助成対象事業者について適用し、同日前に指定した助成対象事業者については、なお従前の例による。